

作成日： 年 月 日

更新日： 年 月 日

健康診断の実施について

当社では、労働安全衛生法第 66 条に基づき、年に 1 度定期健康診断を実施しています。
35 歳未満の方は総務課で予約を行いますので、受診日を後日対象者の皆様にご連絡します。

35 歳以上の方については、各自、直営、契約の健診機関にてご予約をお願いします。

健康診断実施後、速やかに健診結果を総務課までご提出願います。

健康診断は疾病の早期発見、早期治療に役立つとともに、毎年受診することで検査値の経年変化を把握することができます。

なお、健康診断を受けたからといって健康が保障されるわけではありませんので、受けっぱなしにはせず、結果報告書に記載された指示（再検査・精密検査・治療等）に必ず従うようにしてください。

種類	年度末年齢	予約方法	費用
定期健康診断 (A 健診)	35 歳未満の方	総務で予約します。	負担なし
生活習慣病健診 (B 健診)	36 歳～39 歳	各自で予約してください。	3,240 円
人間ドック (C 健診)	35 歳時・ 40 歳以上	各自で予約してください。	3,240 円 5,400 円

「要再検査・精密検査・治療等」について

定期健康診断終了後、受診先から健康診断結果が届きます。健康診断結果には、検査項目毎に判定区分が記載されています。

疾病の早期発見・予防のためにも指示内容を実施しご自身の健康管理に努めてください。

※二次健康診断以外の検査費用は自己負担となります。

<TJK 直営健診センター判定区分 (参考) >

区分	指示内容
A	異常ありません
B	わずかな異常ですので、次回ドックまで経過をみてください
C	12 後に再検査を受けてください
C6	6 月後に再検査を受けてください
C3	3 月後に再検査を受けてください
C1	1 月後に再検査を受けてください
CF	主治医に経過観察をお受けください
D	二次検査をお受けください
DF	主治医で要精密検査並びに経過観察
E	要治療(紹介状)
F	治療中(治療継続)

※ 判定区分は健診機関によって異なりますので、受診された健診機関にご確認ください。

サンプル（3）社内周知用

作成日： 年 月 日

更新日： 年 月 日

特定保健指導について

特定保健指導は、特定健診の結果から生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方が対象となります。特定保健指導対象者は生活習慣を見直すためのサポートを受けることができます。特定保健指導には、リスクの程度に応じて、『動機付け支援』とよりリスクの高い方が対象となる『積極的支援』があります。

対象者には健診受診先から案内がありますので、是非ご利用ください。